

令和5年8月22日  
総合政策局運輸審議会審理室

## 「名古屋鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の 上限変更認可申請事案」に関する答申について

運輸審議会は、標記事案について認可することが適当である旨、本日、国土交通大臣に対して答申しました。

令和5年5月31日付けで国土交通大臣から運輸審議会に対し諮問がありました標記事案について、審議の結果、認可することが適当であるとの結論に達し、本日、国土交通大臣に対して答申しました（事案の内容、答申結果等は別紙のとおりです）。

審議における配付資料及び議事概要は以下のURLで公表予定です。

[https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00\\_sg\\_000021.html](https://www.mlit.go.jp/policy/shingikai/unyu00_sg_000021.html)

### ○運輸審議会について

運輸審議会は国家行政組織法第8条に規定する審議会で、個別法の規定に基づき、国土交通大臣の行う許認可等の個々の行政処分等の適否について諮問を受け、これに対して、公平な立場から各方面の意見を汲み上げ、公平かつ合理的な決定を行う常設の機関です。

当該事案については今後、国土交通大臣が運輸審議会の答申内容等を踏まえて処分を行う見込みです。

[運輸審議会における審議に関する問合せ先]

総合政策局運輸審議会審理室 宮田

直通：03-5253-8810

[旅客運賃の上限変更の認可申請に関する問合せ先]

鉄道局鉄道事業課旅客輸送業務監理室 海老澤、石垣

(代表) 03-5253-8111 (内線 40652、40634)、(直通) 03-5253-8543

申請者	名古屋鉄道株式会社
事案の種類	鉄道及び軌道の旅客運賃の上限変更認可
事案の内容 (概要)	○改定率                    10.0%  普通旅客運賃            10.5%  定期旅客運賃            9.3%  通勤                      11.6%  通学                      据置  ○初乗り運賃（上限運賃）  3キロまで：170円→180円
運輸審議会答申	認可することが適当

国運審第38号  
令和5年8月22日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫 殿

運輸審議会会長 堀川 義弘

答 申 書

名古屋鉄道株式会社からの鉄道及び軌道の旅客運賃の  
上限変更の認可申請について

令5第4005号

令和5年5月31日付け国鉄事第168号をもって諮問された上記の  
事案については、審議した結果、次のとおり答申する。

## 主 文

名古屋鉄道株式会社からの申請に係る鉄道及び軌道の旅客運賃の変更については、別紙に掲げる額を上限として認可することが適当である。

## 理 由

1. 申請者は、平成7年9月1日の運賃改定の後、消費税に係る運賃改定を除き、約28年にわたり現行運賃を実施しているものである。その間、その運営する鉄道事業及び軌道事業（以下「鉄軌道事業」という。）の利用者数は、平成14年度まで減少傾向が続いたが、一部路線の開業の効果等もあり増加に転じ、近年においても社会経済情勢の影響を受けつつも、増加傾向が継続していた。

しかし、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う緊急事態宣言の発出等により、外出自粛やテレワークへの移行といった行動様式の変容や中部国際空港の利用者数の激減等がみられた。

このため、令和2年度の利用者数は、前年度に比較して24.8%の減少となり、利用者数が回復に転じた令和3年度においても収支率は86.4%に留まっている。

申請者は、事業を展開している中京都市圏の公共交通機関の分担率が低く、その運営する鉄軌道事業の輸送密度がいわゆる大手民鉄の中では低い水準にあり、ワンマン運転の拡大や駅業務の効率化等の経営合理化に取り組んできたが、今後の需要及び経費の見通しを踏まえ、厳しい経営環境が継続する見込みであるとしている。

申請者は、そのような状況下においても、鉄軌道事業を継続し、地域の公共交通の使命を果たしていくためには、安全・安心・安定輸送の確保に必要な既存設備の更新に加え、社会環境の変化に合わせた投資が必要不可欠であり、事業運営に要する経費の削減のみでは上記の施策の実施は困難であるとして、旅客運賃の上限変更認可を申請した

ものである。

2. 国土交通大臣は、鉄軌道事業者からの旅客運賃の上限の変更の認可にあたっては、鉄道事業法第16条第2項並びに軌道法第11条第1項及び関係通達に基づき、当該旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであることを確認のうえ、鉄道事業法第16条第1項及び軌道法第11条第1項の認可をするものとされている。

3. 当審議会は、本事案の審議にあたり、当審議会に提出された資料、所管局から聴取した説明等に基づいて検討を行ったほか、申請内容に関し、擬制キロの適用に関する考え方、沿線自治体との対話の状況、鉄軌道事業の生産性向上に向けた取組や将来の事業展開に向けた方針等について申請者から意見聴取を行うとともに、現地視察を行った。その結果は次のとおりである。なお、本件については当審議会の職権による公聴会の開催を決定したものの、一般公述の申出がなかったことから、開催の取消を行っている。

平年度（原価計算期間）である令和6年度から令和8年度までの3年間の収入算定の基礎となる現行運賃を維持した場合の総収入は合計258,047百万円、適正な総括原価（能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの）は283,064百万円と推定されるので、差引き25,017百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

これに対して、旅客運賃の上限を主文のとおり改定した場合、総収入は278,989百万円、適正な総括原価は283,064百万円と推定されるので、差引き4,075百万円の不足を生ずるものと見込まれる。

4. 申請者は、令和2年当初からの新型コロナウイルス感染症の影響を受けた需要見通しについて、利用目的等により差異はあるものの、テレワークの定着等により、コロナ禍前の需要への回復は見通せないと

している。この点については、過去の輸送実績と沿線人口の相関関係等を基に算出した同感染症がなかったとした場合の需要の趨勢や、公的機関が実施した調査のデータ等を根拠としたものであり、かつ所管局が別途実施した外部委託調査結果の想定範囲内にあることを勘案すると、合理性が認められる。

また、申請者からは、安全や利用者サービス改善等に資する設備投資の実施に関する方針のほか、沿線自治体、グループ企業や他の事業者との連携を含めた取組を通じた沿線の活性化により定住人口の増加や安定的な鉄道需要の創出に取り組むとする方針等についても確認した。

これらを踏まえ、安全・安心・安定輸送の確保や、利用者サービスの更なる向上を図りつつ、持続的な鉄軌道事業の実現に向けた取組を前提とする原価を推定した結果、本件申請に係る旅客運賃の上限による総収入が、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものであるので、本件申請は上記２．の認可基準に適合するものと認められる。

したがって、鉄道事業法第１６条第１項及び軌道法第１１条第１項に基づき、国土交通大臣が本件申請を認可することは適当であると認める。

## 要望事項

新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが変更されたが、同感染症に起因する行動様式の変容が鉄軌道事業に与える影響については、未だ不透明な面がある。名古屋鉄道株式会社の鉄軌道事業における需要見通しは一定の合理性が認められるものの、テレワークの実施状況や中部国際空港の利用者数の動向等により、想定された需要と実績が乖離する可能性がある。このため、国土交通大臣は、本件申請の認可にあたり、鉄道事業法第54条各項及び軌道法第26条の趣旨に基づき、期限に係る条件を付すことを検討されたい。

また、付された期限までの間の名古屋鉄道株式会社の経営実績について、実績が想定された収支率となっているかの検証結果及び計画された設備投資への取組状況について、毎年、書面で提出されたい。

## 別紙

すべての運賃は消費税及び地方消費税を含んだ額である。

### 1 鉄道及び軌道の普通旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

(単位：円)

3キロまで	180
3キロを超え4キロまで	210
4キロを超え7キロまで	250
7キロを超え8キロまで	270
8キロを超え12キロまで	330
12キロを超え16キロまで	400
16キロを超え20キロまで	460
20キロを超え24キロまで	510
24キロを超え28キロまで	570
28キロを超え32キロまで	630
32キロを超え36キロまで	690
36キロを超え40キロまで	750
40キロを超え44キロまで	830
44キロを超え48キロまで	900
48キロを超え52キロまで	980
52キロを超え56キロまで	1,050
56キロを超え60キロまで	1,120
60キロを超え64キロまで	1,190
64キロを超え68キロまで	1,270
68キロを超え72キロまで	1,320
72キロを超え76キロまで	1,380
76キロを超え80キロまで	1,430
80キロを超え85キロまで	1,500
85キロを超え90キロまで	1,550



90 キロを超え 95 キロまで	1,610
95 キロを超え 100 キロまで	1,670
100 キロを超え 110 キロまで	1,760
110 キロを超え 120 キロまで	1,860
120 キロを超え 130 キロまで	1,950
130 キロを超え 143 キロまで	2,050

## 2 鉄道及び軌道の定期旅客運賃

現行の運賃の上限を次のとおり変更する。

通勤定期旅客運賃（1か月）

（単位：円）

1 キロまで	5,570
1 キロを超え 2 キロまで	6,270
2 キロを超え 3 キロまで	6,960
3 キロを超え 4 キロまで	7,670
4 キロを超え 5 キロまで	8,360
5 キロを超え 6 キロまで	9,040
6 キロを超え 7 キロまで	9,720
7 キロを超え 8 キロまで	10,410
8 キロを超え 9 キロまで	11,090
9 キロを超え 10 キロまで	11,780
10 キロを超え 11 キロまで	12,470
11 キロを超え 12 キロまで	13,030
12 キロを超え 13 キロまで	13,600
13 キロを超え 14 キロまで	14,170
14 キロを超え 15 キロまで	14,740
15 キロを超え 16 キロまで	15,320
16 キロを超え 17 キロまで	15,880
17 キロを超え 18 キロまで	16,450

18 キロを超え 19 キロまで	17,030
19 キロを超え 20 キロまで	17,350
20 キロを超え 21 キロまで	17,680
21 キロを超え 22 キロまで	18,030
22 キロを超え 23 キロまで	18,350
23 キロを超え 24 キロまで	18,690
24 キロを超え 25 キロまで	19,010
25 キロを超え 26 キロまで	19,360
26 キロを超え 27 キロまで	19,670
27 キロを超え 28 キロまで	20,010
28 キロを超え 29 キロまで	20,290
29 キロを超え 30 キロまで	20,590
30 キロを超え 31 キロまで	20,860
31 キロを超え 32 キロまで	21,160
32 キロを超え 33 キロまで	21,430
33 キロを超え 34 キロまで	21,720
34 キロを超え 35 キロまで	22,000
35 キロを超え 36 キロまで	22,300
36 キロを超え 37 キロまで	22,570
37 キロを超え 38 キロまで	22,840
38 キロを超え 39 キロまで	23,140
39 キロを超え 40 キロまで	23,420
40 キロを超え 41 キロまで	23,690
41 キロを超え 42 キロまで	23,950
42 キロを超え 43 キロまで	24,210
43 キロを超え 44 キロまで	24,480
44 キロを超え 45 キロまで	24,730
45 キロを超え 46 キロまで	24,980
46 キロを超え 47 キロまで	25,250

47 キロを超え 48 キロまで	25, 510
48 キロを超え 49 キロまで	25, 770
49 キロを超え 50 キロまで	26, 030
50 キロを超え 51 キロまで	26, 230
51 キロを超え 52 キロまで	26, 460
52 キロを超え 53 キロまで	26, 670
53 キロを超え 54 キロまで	26, 900
54 キロを超え 55 キロまで	27, 110
55 キロを超え 56 キロまで	27, 310
56 キロを超え 57 キロまで	27, 540
57 キロを超え 58 キロまで	27, 740
58 キロを超え 59 キロまで	27, 950
59 キロを超え 60 キロまで	28, 050
60 キロを超え 61 キロまで	28, 170
61 キロを超え 62 キロまで	28, 270
62 キロを超え 63 キロまで	28, 370
63 キロを超え 64 キロまで	28, 480
64 キロを超え 65 キロまで	28, 580
65 キロを超え 66 キロまで	28, 700
66 キロを超え 67 キロまで	28, 800
67 キロを超え 68 キロまで	28, 920
68 キロを超え 69 キロまで	29, 020
69 キロを超え 70 キロまで	29, 120
70 キロを超え 71 キロまで	29, 220
71 キロを超え 72 キロまで	29, 350
72 キロを超え 73 キロまで	29, 450
73 キロを超え 74 キロまで	29, 550
74 キロを超え 75 キロまで	29, 650
75 キロを超え 76 キロまで	29, 760

76 キロを超え 77 キロまで	29,860
77 キロを超え 78 キロまで	29,980
78 キロを超え 79 キロまで	30,080
79 キロを超え 80 キロまで	30,190
80 キロを超え 81 キロまで	30,290
81 キロを超え 82 キロまで	30,390
82 キロを超え 83 キロまで	30,490
83 キロを超え 84 キロまで	30,620
84 キロを超え 85 キロまで	30,720
85 キロを超え 86 キロまで	30,820
86 キロを超え 87 キロまで	30,940
87 キロを超え 88 キロまで	31,040
88 キロを超え 89 キロまで	31,160
89 キロを超え 90 キロまで	31,260
90 キロを超え 91 キロまで	31,370
91 キロを超え 92 キロまで	31,470
92 キロを超え 93 キロまで	31,570
93 キロを超え 94 キロまで	31,670
94 キロを超え 95 キロまで	31,800
95 キロを超え 96 キロまで	31,900
96 キロを超え 97 キロまで	32,000
97 キロを超え 98 キロまで	32,100
98 キロを超え 99 キロまで	32,210
99 キロを超え 100 キロまで	32,310
100 キロを超え 101 キロまで	32,390
101 キロを超え 102 キロまで	32,450
102 キロを超え 103 キロまで	32,500
103 キロを超え 104 キロまで	32,570
104 キロを超え 105 キロまで	32,620

105 キロを超え 106 キロまで	32,680
106 キロを超え 107 キロまで	32,730
107 キロを超え 108 キロまで	32,790
108 キロを超え 109 キロまで	32,840
109 キロを超え 110 キロまで	32,900
110 キロを超え 111 キロまで	32,990
111 キロを超え 112 キロまで	33,040
112 キロを超え 113 キロまで	33,100
113 キロを超え 114 キロまで	33,160
114 キロを超え 115 キロまで	33,210
115 キロを超え 116 キロまで	33,270
116 キロを超え 117 キロまで	33,320
117 キロを超え 118 キロまで	33,390
118 キロを超え 119 キロまで	33,440
119 キロを超え 120 キロまで	33,500
120 キロを超え 121 キロまで	33,560
121 キロを超え 122 キロまで	33,630
122 キロを超え 123 キロまで	33,690
123 キロを超え 124 キロまで	33,740
124 キロを超え 125 キロまで	33,810
125 キロを超え 126 キロまで	33,870
126 キロを超え 127 キロまで	33,920
127 キロを超え 128 キロまで	33,980
128 キロを超え 129 キロまで	34,030
129 キロを超え 130 キロまで	34,090
130 キロを超え 131 キロまで	34,140
131 キロを超え 132 キロまで	34,230
132 キロを超え 133 キロまで	34,290
133 キロを超え 134 キロまで	34,340

134 キロを超え 135 キロまで	34,400
135 キロを超え 136 キロまで	34,450
136 キロを超え 137 キロまで	34,510
137 キロを超え 138 キロまで	34,570
138 キロを超え 139 キロまで	34,630
139 キロを超え 140 キロまで	34,690
140 キロを超え 141 キロまで	34,740
141 キロを超え 142 キロまで	34,820
142 キロを超え 143 キロまで	34,880

通学定期旅客運賃（1か月）

現行の運賃の上限を据え置きとする。